

平成21年度 第3回 洞爺湖町行財政改革審議会会議録

日 時 平成21年9月11日（金）
午後1時30分から
場 所 洞爺湖町役場 第2委員会室

○会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題 洞爺湖町行政改革実施計画（集中改革プラン）の見直しについて
- 4 その他
- 5 閉 会

○出席委員

田 中 篤之助	桑 原 敏	塚 本 政 寛
村 上 隆 昭	平 手 忠 男	金 子 賢 朗
大 西 晴 雄		

○欠席委員

大 宮 實	橋 本 豊 子	福 島 浩 二
-------	---------	---------

○会議に出席した町職員等

吉 田 茂	澤 登 勝 義	武 川 正 人	末 永 弘 幸
-------	---------	---------	---------

1 開会《13:30》

事務局 ごくろうさまです。ただいまより、平成21年度第3回洞爺湖町行財政改革審議会を開催したいと思います。

本日の出席委員数については、10名中7名でございます。

福島委員、橋本委員より欠席の申し出がなされております。

また大宮委員につきましては、長期療養中ということで欠席となっております。

本日は、副町長が出席してございますので、まず最初に副町長の方からご挨拶いただいた後に、会長のご挨拶をいただいて議事を進行させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

副町長 みなさまごくろうさまです。

今日は、第3回目の行財政改革審議会ということで、大変お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

この間、政権がまだ変わっておりませんが、変わりそうな状況でございますけれども、この民主党が政権をとった場合にですね、地方公共団体の財政にとってどう影響があるのかと、希望的観測もありますけれども、なんかよくない雰囲気もあるということで、不透明な状況でありますけれども、その中で前回の審議会の中で早期健全化団体になるということで、健全化計画案をお示ししたわけでございますけれども、その後、8月の3、4、5、の3日間でございますが、住民説明会を実施してございます。

この中でご質問やご意見が出たわけでございますけれども、それをご紹介いたしますけれども、質問の中で多かったのは、借金の中身と今後はどうなるのかと、今後の借金がどうなるのかというご質問が多かったかと思っております。

また、町税の滞納、未納の問題のご質問もございましたし、職員給与のご質問もあったように思います。

ご意見については、負担をするのはやむを得ないと、ただ協力し合って、何とか速やかにこの状態を脱却することが一番大切だというご意見がかなりあったと思っております。

また、観光面などの税収増加の手立てを図るべきだということもございましたし、そのほか増収を図るアイデア等の取り組みが必要ではないかというご意見がございました。

そういうことで、その後の広報やインターネット等でパブリックコメントを実施したわけでございますけれども、残念ながらその後のご意見等は寄せられていないという状況でございます。

来週、定例議会がございまして、その中で法律に定められた公債費の比率を議会へ報告するわけでございますけれども、現在、議案が出てございまして、20年度決算をもって29.8%。

前にみなさまへご説明した際は確か30.1%とご説明したんですけれども、その後、北海道からの一部起債の考え方も見直しがされまして、0.3ポイント下がって29.8%

と、いうことでございまして、基準の25%を超えてございまして、早期健全化団体としての財政健全化計画をたてていかなければならないということになるわけでございます。

その中で平成19年度に行財政改革の集中改革プランを立てているわけでございますから、当然、今後、健全化計画と集中改革プランと2つの計画を連動しなければ、あわないことになるということございまして、本日は集中改革プランの見直しについて、ご審議をいただくことになるかと思います。

今後、行財政改革につきましては、大事な補助金改革がございまして。

また引き続きまして、事務事業評価、見直しを進めたいと考えてございまして、今年一年、審議会委員の皆様にはご苦勞かけるのかなと思っておりますけれども、活発なご審議を心からご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭にあってのご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長 皆さんこんにちは。

選挙が終わりまして、政局が変わってしまいました。

今後、どういう形になって我々の方にいろいろな規制がよく変わるか悪くなる変わるかは、わからない状況でございます。

けれども、備えあれば憂いなしということで、ちゃんとしたわれわれの町の計画がきちんとしていれば、どんな多少のことがあってもそれに準じてやっていけば、そう大きく振り回されないで済むのではないのかなと私はこう考えております。

地方の財政も厳しくなる一方で、国がこういう状態でございますので、そう淡々としていられないと思っておりますけれども、やはり閉めるところは閉め、するところはするというケジメのをきちんとさえしておけば、町民の方もついて来てくれるだろうし、それから町の大きな負担にならないで済むでしょうし、この数値が示されたということが、目に見えていますので、大変なところでございます。

一応、この計画案をたてて、案をたてまして、18年度から行っていますけれども、その都度やはり見直しをかけていかなければならないと思っております。

そんなこともありまして、今回、集中改革プランについては、足りないところを補強し、余計なところは削るということで修正する案でございます。

本日は欠員されている方もおりますし、それから時間も多く取れませんので、一応このプランの内容の説明、総括説明ということで、全体の説明をするに留めたいと思っております。

細かいことは、次の機会に担当職員を招きまして、そこで意見を出していただくということにしたいので、本日はそういうことで進めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局 副町長につきましては、所要がありますので退席後、事務局の方から説明をさせていただきます。

それでは、会長の議事進行によりまして進めたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

会長 それでは、平成21年度の第3回目の行財政改革審議会を開催いたします。

では議題、洞爺湖町行政改革実施計画（集中改革プラン）の見直しについて、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

お手元の補強案等に基づきまして、ご説明させていただきます。

今回の行政改革実施計画の改訂にあたりましては、現在、計画を進めています、財政健全化計画、これの計画年次が平成21年度から平成27年度までの計画となっています。

一方、行政改革大綱に基づく具体的な実施計画として、計画を策定をしていました、今回の行政改革実施計画については、平成18年度から22年度までということで、計画年次については、づれがございますけれども、今回の財政健全化計画と連動する形で、21年、22年、この計画年度について改定を加えるということがございます。

なお、今回の計画については、22年度で終わるのではなくて、23年度以降も新たに策定して、計画を補強額や目標値等の実効性を担保していくというふうに考えている計画でございます。

冒頭会長から説明がありましたように、全体の庁内で組織してございます、課長方で構成して、副町長が委員長になっています、行財政改革推進委員会というのを庁内に設置しています。

その各課長が出席している会議に先般この修正案を出しまして、庁内で論議を得たものでございます。

それでは、概要についてご説明させていただきます。

目次のところになります、大きくは第1から第5までということで、第1としては行政改革実施計画（集中改革プラン）補強・修正の趣旨をまとめております。

第2としましては、現在までの取り組み状況ということで、20年度までに行ってきた主なことは何かということに記載してございます。

第3としましては、補強修正後の効果額の一覧、それから第4といたしまして基本項目別をこれを総括した表、第5に具体的な実施計画というつくりになってございます。

1ページについてですが、ここに今回の補強修正についての趣旨を記載してございます。

ご覧いただいているとおり、毎年度の借金、公債費が多額であると、実質公債費比率が高率で推移していることから、今回、健全化法の健全化比率の基準のうち、この比率で早期健全化団体になることが確実な状況にあると。

一方、洞爺湖町の収支の関係で考えますと、当該年度の収支が収入で賅われていないということで、入ってくるお金よりも出て行くお金のほうが多くて、貯金を食いつぶして、それを補填しているということがございます。

これは、合併前の両町村ともに抱えていた構造的な問題がございます。

この解消を図ることがとにかく第一であると、公債費の比率については、新たな事業を行わないで、償還がどれだけできるかわかりませんが、償還をすることによって当

然比率を下げることはできますけれども、この構造的な部分を解消しなければ、累積した赤字が、この基準において将来的には、基準値を超える可能性が十分にあるということでございます。

このようなことから、この基準を超えた実質公債費比率の改善はもとより、収支の均衡を図る改善策を盛り込んだ財政の健全化計画の策定をすることとしたところでございます。

今回のこの一方の行革の実施計画については、19年3月に公表をして進めてきたところですが、今回の健全化計画と連動した形で新たな取り組みを含めて計画内容の見直し、また取り組み事項追加、それから修正、効果額の見直しを行って補強、修正版として取りまとめるということでございます。

これは財政の健全化計画は目標値を掲げていますけれども、具体的な細かい計画というのは、健全化計画には手立てと申しますか、実施のスケジュールについては入ってございません。

ですので、その数値目標を担保するためにこの実施計画で確実に進めていくという考え方でございます。

期間、計画についてはご覧いただいているとおりでございます。

2ページ目をご覧いただきたいと思えます。

第2の項目として、現在まで取り組んできた主なものでございます。

組織機構の再編、人件費の抑制、人員体制の見直し、施策の再構築、歳入の確保ということで主だったものを記載してございます。

人員体制の見直しにつきましては、勸奨退職制度の活用等によりまして、当初予定しておりました、合併時の新町建設計画に盛り込んでおりました、数値よりも退職者の数が上回っておりまして、職員の推移におきましては当初計画を上回っておりますけれども、さらにコンパクトなどれくらいの職員数が適正なのかということを含めまして、21年度に定員管理の適正化計画を今、総務課で作成をしているということでございます。

なお、人件費とか給与だけの削減だけではなくて、どうしても内部管理経費のほかに住民の皆さんに直結するような事務事業の見直しをしなければならないというような状況でございます。

これにつきましては、事務事業の評価制度の導入の成果の確認をしながら、政策の中で何を集中的に行って、どの部分を我慢していけばいいのかというような選択をするということであると、現在もしているということでございます。

それから3ページ目になりますが、それぞれの取り組み項目における歳入と歳出の見直しでございます。

歳入につきましては、当初の計画では約6,000万円、徴税等の歳入確保と負担の適正化ということで、6,000万円見ておりましたけれども、今回の修正で歳入については、1億2,138万8千円ということで、修正の総計額は6,138万8,000円となっています。

また、歳出につきましては当初は8億2,766万9千円でしたが、今回11億1,901万3千円ということで、歳出削減につきましては、この計画年次については、2億9,134万4千円の修正を加えているものでございます。

年度別におきます歳入歳出の修正額につきましてはご覧いただいているとおりでございます。

4ページからは、集中改革プランの総括表でございます。

それぞれ、4ページ目の一つ目としては、効率的な組織、機構の編成でございます。

この表の見方でございますけれども、1のカッコ1と書いてございます。

これについては組織機構の簡素合理化の目標でございますけれども、右側に点線で囲んでいますのは、20年度までに導入をしたり、実施をしたものでございます。

現在継続中でございます。これを書き出してございます。

左側の部分につきましては、21年度以降で改革目標として掲げているものでございます。

当然、21年の4月から取り組んでいるものもございます。

この1のカッコ1のところでは部制をもう既に21年度から廃止をしてございます。

また、グループ制についても試行的ではございますが、導入をしてございます。

こういう表の見方でございます。

2つ目としては1のカッコ2ですけれども、組織機構の活性化ということで、職員提案制度は19年度に導入をしてございます。

21年度以降の取り組みについてはご覧のとおりでございます。

1のカッコ3の審議会については、19年度に委員報酬の見直しを既に実施をしてございます。

2番に行きまして、定員管理、給与の適正化及び人材育成でございます。

2のカッコ1の給与の独自削減でございますけれども、これは19年度、20年度と給与の独自削減を実施して現在も継続してございます。

なお、この後、具体的な計画の中でご説明させていただきますけれども、更に給与の削減の拡大、22年度からは削減額をさらに拡大をするというような計画になってございます。

それから2のカッコ2は、職員の定数管理でございます。

これにつきましては、21年度以降の改革欄に記載してございますように、現在、職員の削減が進んでいますけれども、現在定数管理計画を策定して適正な職員の数に合わせた形で人事管理をするということで進めているところです。

それから、2のカッコ3の職員の意識改革と人材育成でございます。

これは21年度の人材育成方針というのをやはり組織は人材だということもございまして、計画の盛り込んでいる方針の策定をするということでございます。

それから2のカッコ4の新たな人事管理の確立ということで、20年度までには、勸奨

退職制度の積極的な活用をしてございましたけれども、21年、この4月から既に希望降任制度を導入してございます。

この職員もございます、ということで、希望降任制度を導入してございます。

この後の人事評価制度の導入というのも計画の中で進めていくという形になってございます。

それから5ページに行きまして、3の健全な財政運営のくくりでございます。

3のカッコ1ということで、公共投資の重点化とコスト縮減ということです。

20年度までに実施したものであるということで、経営会議の設置ということで、重要案件については、やはり庁内の中でピラミット型に組織は構成されておりますけれども、透明性のある重要案件については、経営会議を設置して進めるということで、この町長をトップとする経営会議の設置については、平成19年度に既に設置をしているということでございます。

それから21年度以降の改革ですけれども、公債費比率を18%以下に改善するということはもちろんでございますけれども、普通建設事業の抑制、これについては凍結、バス事業、これについては、全庁的な庁内のバスのあり方について検討するというところでございます。

それから3のカッコ2ということで、事務的経費の見直しということで、20年度までに右側書いている、電子決裁、電子メール、これらによる通信費でありますとか、事務的な決裁のスピードを上げる、スピードアップを図ることとした取り組み、公用車の一元管理、台数の削減、事務機器の削減等を進めてきています。

それから被服貸与については、合併時以降に完全凍結していて、現在は自分で賄うことで、被服については行っているという状況です。

それから総合支所の管理業務の見直しということで、従来は本庁舎と分けて発注していたんですが、今は一体的にやっているということでございます。

21年度以降の改革については、既に実施している部分がございます。

庁舎管理業務の見直しということで、職員が土日祝祭日の日直を行っています。

それから一週間づつ交代で庁舎内の清掃、トイレの清掃、通路の清掃などこれらのことについて、職員が手分けをして行っています。

それから施設の維持管理経費については、21年度から火葬場の統合、それから懸案になっています、給食センターの統合、常設保育所の統合検討、それから松の湯の関係になります。

経常的な経費の見直しということで、ロードヒーティングの区間調整、街路灯の総点検、集会施設の備品検討、それから公園管理のあり方、内部管理としては、庁内の電気、それから電気に限らず、光熱水費などの内部管理の徹底した削減を図ることにしています。

3のカッコ3遊休財産の適正管理ということでございます。

20年度までに若干ですけれども、普通財産の売却、これらについてはやっております。

公用車についても、売却をしているということでございます。

さらに21年から廃校舎が未利用となっております。

この具体的な形で廃校舎を有効に使うと、それから町有地の売却、また町有林の間伐材の売却、洞爺地区がメインとなりますが、非常にいい温泉源を持っていますので、その有効活用を図るということを掲げております。

それから補助金の整理合理化です。

従来までは一律のカットということで、重要性や必要性というのはなかなか全部見切ることができなくて、一律のカットをしていたんですけども、21年度に関しましては、22年度の補助金の新規採択については抜本的な見直しの中できちんとした審査をしながら新規の採択をしようということで、もうすでに今回の広報でもお知らせをしているとおり、補助金改革を実施するというところでございます。

次に6ページについては、3のカッコ5でございましてけれども、町税等の歳入確保と負担の適正化でございまして。

これにつきましては、20年度までは有料広告ということで若干ですけれども、広報紙に関します有料広告、ホームページに関します広告を募ってございます。

それぞれ18年、19年より実施してございます。

それから、コンビニエンスストアによる収納の実施ということで、20年度から実施してございます。

さらに21年度以降につきましては、ソフト事業の受益者負担の見直し、公共施設の減免、減額、これの見直し。

堆肥の有料化、町民無料施設の有料化、学校開放事業の有料化、保育料見直しの検討、広報紙の町外郵送料の徴収、町有地の有料駐車場化の検討、役場庁舎等の多目的スペースの有効活用の検討などについて、22年度までの計画となっておりますし、その下に財政健全化計画と連動した形でこれは23年度以降で、今回の計画年度以降に盛り込まれるものでございますけれども、固定資産税の超課課税、国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル等に対する減免措置の見直しを盛り込むということで考えております。

次に4番の効率的な事務事業の推進でございまして。

4のカッコ1については、事務事業の再編、整理、廃止、統合です。

これは19年度から事務事業評価制度を導入してございます。

それを一つの成果を判断する、改善をすべきこと、これらを判断する大きな行政の中の道具として、政策を判断するうえで使いこなしていくということで、19年度の試行的に導入しましたけれども、20年度からは全事務事業を対象にし、本格的に導入してございます。

21年度につきましても十分に評価を、漏れがないように事務事業の各課に今、点検をさせております。

来週中に事務事業評価をスタートする、役場庁舎内で全ての事務事業に対しての評価を

進めていくということで、現在、仕事を進めていくところです。

21年度以降につきましては、花美館の検討ですとか町立高校のあり方を検討すると、これは21年度から検討に入っていくということでございます。

次に4のカッコ2で民間委託等の推進でございます。

これについては、21年度から指定管理者制度を導入してございます。

そのほかにも最近耳にすることもあろうかと思えますけれども、公共施設の里親制度ということで、より身近に住民の皆さんと協働しながら、力を借りながら公園でありますとか、道路の歩道部の管理をしていくというようなことで、これらについても協働を図るうえで、また行政の限られた予算ということで、導入の検討をしたいということです。

また、広域連合による共同事務の検討を進めるということで考えております。

それから、7ページ目の4のカッコ3の事務事業の改善推進ということです。

20年度までには文書管理システムということで、電子化を合併以降に導入をして、文書管理自体を紙ベースではなくて電子化で行うということで、現在、まだ不慣れな中ではありますけれども、大半の文書については電子で管理、処理しているということでございます。

経費の削減、効率化というものを図るようにしているところでございます。

それから21年度以降については、外郭団体の経営健全化、公営企業特別会計の経営健全化、それから国民健康保険税の統一化、これについては合併当初から懸案になっておりましたこのことについては、平成21年度から手をかけていくということです。

それから、下水道料金については25年度以降に検討したいということです。

次に5の情報化の推進による行政サービスの向上ということです。

これも20年度までには、電子化による一部ではありますけれども、電子化をしているところです。

また今後については、さらにホームページの充実、オンラインによる町民サービスの向上、これらについて、検討して進めていることということにしています。

次に6の地域協働の推進、公正の確保と透明性の向上でございます。

これについては、カッコ1として窓口事務の効率化と窓口サービスの充実、カッコ2として地域協働の推進、カッコ3として情報提供の推進ということで、ご覧いただいているとおり3つの区分に分けて進めているところです。

パブリックコメント制度については、広く住民の皆様からご意見、計画を動かす前ということで、平成19年度からこの制度を導入しているところです。

以上が体系ごとの進んできた改革、並びにそれから21年度以降取り組んでいくものの体系ごとの説明でございます。

8ページから具体的な実施計画の部分でございます。これについては、先の実施計画でこういう形で実施計画で現状、課題、改革の内容、年度別計画というものを掲げていたけれども、当然改革に併せて現状として変わっている部分もございまして、これらについ

て修正を加える。

あるいは目標額、効果額。

効果額については、もう既に実績として出ている部分もごさいます。

これらについて、庁内的に集計をして、私のところで点検をしながらまとめたものでごさいます。

* 以降、「項目別番号01 わかりやすい職制・機構への改革」から「39 広報誌・ホームページのさらなる充実」までの内容について、補強修正版（案）の内容について説明。

会長 以上で事務局から総括的な説明が終わりましたけれども、ざっとのっていただけで、なかなかわかりにくいところもごさいましょうけれども、後でもう一度熟読してほしいんです。

そのためにも質問をして、よくこの内容を理解して、この次の会議に備えて欲しいと思いますので、よろしく願いいたします。

ご質問ございませんか。

委員 42ページなんですが、外郭団体というのは、土地開発公社は分かるんですが、第3セクターというのはどのようなものがあるんですか。

事務局 グリンスティ洞爺、オートキャンプ場のグリンスティ、こちらの方に町として、株式の投資を50%程度くらい。

それと、他の会社等で出資をして設立している第三セクターの組織でして、グリンスティ洞爺がそれに該当するということです。

委員 それ以外はないということでしょうか。

事務局 ここで想定しているのは、グリンスティ洞爺です。

委員 ではないということですね。

事務局 セクター方式についてはないです。

委員 いわゆる連結で対象になる外郭団体という位置づけですよ。

今言ったのは第三セクターであればグリンスティだけということですね。

事務局 はい。

会長 ほかにございませんか。

委員 関連で教えて欲しいのですが、広報の今月号の行財政改革の記事ありますよね。

その中で補助金を希望する団体に提出していただく書類ということがあるんですけど、行財政改革審議会というのはこの会議のことですよ、この会議というのは、この補助金審査の流れの中の基本的な考え方、22年度補助金採択方針が矢印で行財政改革審議会行って、戻って来てというような図式になっていますよね。

というのはこの審議会で22年度に新たに制定する採択方針というものについて、意見をある程度出すということでしょうか。

事務局 今、考えているのはですね、諮問事項にはあたらないんですけども、町の方で最終的な2年度の採択の方針というのはどういう形でまとめるのかというのを中で論議しなければいけないんですけども、基本的にはこの団体補助金については、概ね適正であるというような形で町としての考え方を出そうと思っています。

その考え方に対してご意見を伺いたいということで考えています。

委員 ということは個別に出てきた団体補助金についての意見を述べるということですか。

その基本的な採択方針だけを検討するということですか。

まだ、その辺については。

事務局 意見の伺い方としてはどの部分をというのは、まだ庁内で詰めないといけない部分がありますので、それはただご意見を伺うということは考えています、何らかの形ではですね。

この部分については、補助金の意見を伺う機関としては、第三者機関の設置を別に補助金だけで絞ってというところの先進的な事例としてはかなりあるんですけども、洞爺湖町は行財政改革審議会を町長の諮問機関として持っていますので、その機関に意見を聞く、伺うというのが筋であろうという庁内の考え方がありますので、その部分については、そういう内容でお聞きするかはもうしばらくお時間をいただいて整理をした段階で、取り組みをさせていただきたいと思います。

委員 もう一点お聞きしたいんですけども、自治会長会議で検討する町からの提案事項の中に町職員が各自治会に地域派遣職員制度というのか、議会か視察したか南下したときに、議会と自治会との協働による地域づくりということで検討してみてもということが提案されていて、連合自治会の中では、先進地の視察なんかも今年の自治会長の研修の中にもやろうかという意見が話が今出ている最中なんですけれども、これはここでいう具体的な実施計画中の地域協働の推進という中に加わってくるようなものなんでしょうか。

いわゆる、そのような形で行政と地域、ようは自治会とが一緒に何かを作り上げていくという一つの試みとして、検討しようかということに役場としてなっているんでしょうか。

まだそこまで行っていないということなんでしょうか。

事務局 検討の段階です。

委員 ここに書き込むような、テストケースとして書き込むような段階に至っていないということなんでしょうね。

事務局 まだ具体的な形には整っていないということで、以前議会の方でですね、これらに関する要望というか質問の中でですね、庁内的に検討をさせていただくと。

いろいろな手法的な部分もございまして、わが町にはどういうものが一番あっているのか、地域のニーズ等も踏まえて、現在所管課で検討調整を行ってございまして、現在委員会を庁内に作りまして、そちらで検討を進めているといった状況です。

もう一点ですが、切り口として行革の中の項目ということもあるでしょうけれども、地域コミュニティーといいますか、ということで住民課でその検討を中心になって進めてい

るところですので。

委員 修正として加える段階にはなっていないということなんですね。

事務局 具体的な形には至っていないということです。

会長 よろしいでしょうか、他にございませんか。

委員 基本的なことをお聞きしますけれども、洞爺湖町のまちづくり総合計画というのはもう策定されているわけですね。

この実施計画もされているわけなんですね。

それで、これからの目指す方向は10年間くらいは決まっていると、そういうことですよ。

そして今度、この行政改革というのは、この計画をいろいろ修正しながら財政を考えていくという捉え方でよろしいでしょうか。

事務局 やはり一番上になる上位計画が総合計画であると、ただその期間については、10年スパンで行うんですが、今回のような財政的な事情でもって、その下にある具体的な事業を実施するうえで、その年、その年の計画を変更しなければならないと。

その要因を改善するための今回の行政改革の計画を盛り込みながら、どういう調整を図っていくのかという具体的に上のほうの実施計画までありますけれども、諸般の事情でもって部分的に変更を加えながら修正をかけて元のスタートラインまでにもっていくための、下の方の具体的な項目が今回の財政健全化計画であり、全体の見直しを進めるうえでの計画が行政改革実施計画ということになります。

委員 前から気になっていることが、いまだにこれ抜けない部分があるんですけども、例えばですよ、例としてあげれば給食センターを合併して、一つにしますよという方針については、これについてはできるということなんですか。

できるのであればできるでいいんでしょうけれども

そういうときに、新設ではなくて、今ある既存の虻田の給食センターの改築してやるということになりますよね。

それには効果額や査定額というのがまとめて出てきますよね。

例えば、その時に0157対策とか、施設の許可を取るためには相当な改修が必要で、それは人数や面積だけがクリアすればいいだけではなくて、いろいろな基準をクリアしないと保健所などからの許可がでないということもあって、相当な費用に係るような気がするんですよ。

ですから、他にもあるかと思いますが、合併統合することによって経費が節減されるというのは、趣旨としていいんでしょうけれども、片一方でその改修をすることによって経費が、何千万かかりますよということは、この経費の取り扱いというのはこの計画の中にはどこかに出てくるんでしょうか。

総体はできない、経費がかかって何年間かで元を取るというのはでてこないんでしょうか。

事務局 この部分については、大まかなこういう部分を見込んだ額を原課からあがってきているということです。

今後、具体的な話を会議の中でお話することができるかと思えますけれども、基本的には、そういう部分の額も全部計上したものです。

ですから、間接的にそれをなくすることによって人事や経済がどれだけ落ちるのかという、そういうことは見込んでいませんので、それ以外の部分の経費を計上しているものです。

会長 時間はずっと流れていきますから、それにともなって審議会が追いついていくのか、先に行くのか、その辺を考えていかないと、実際は実行しているんだけど、審議会へは上がってこれないような、時間差も生まれてくると思えますので。

事務局 基本的には21年度途中あっても、その実施できるものについては、進めていくよというのが基本的なスタンスで行われていて今後についても同様の進め方になるのかなと、情動的な部分については、協議や報告できる段階で随時、各審議会なり議会側に地域住民の方にお知らせをしていくと、いう形も当然必要になってくると認識しています。

今、お話に出ました学校の利用については、先般、酪農学園大学と協定を締結して、旧成香小学校をこちらの拠点とし、大学側が利用する部分を検討いただいている状況でもありまして、また花和小学校についても、利活用についても話も来ていますし、まだ決定ではございませんが、随時、遊休財産については、進めていっているというところでございます。

会長 ほかにございませんか。

委員 先程、他委員からご質問のありました、降任制度についてですが、よく納得できないんですけども、この点について教えていただきたいんですけども、ここには職員の勤労意欲の向上とありますけれども、降任というのは自分から降格するということですよ。

それが何故、勤労意欲に繋がるのかということがわからないものですから、その辺を一つ教えていただきたいんですけども、それから、もう一つ、部制を廃止して課とグループに分けるということで、法律的に質の高い住民サービスを提供できると記載しているんですけども、どうもこの辺、私理解できないんですけども、部は減ったんですけども、全体的にそう減ってはいないような感覚を受けます。

この2部の14課というのは1部に14課あるということなんですか。

合計が28課ですか、2部と14課なんですか。

なんか量的には減っていないように受けますけれども、今回この行財政改革プランですから、もう少しスッキリした形にしたほうがいいのではないかなと単純にそう考えてしまうんですけども、その辺りどういう考えでこういう形になったのかその辺ご説明いただけないでしょうか。

事務局 まず部制についてですが、以前は部制を引いておりました。

これは経済部と総務部ということで、各部には部長がいたということでございます。

この2部を廃止したというところでは、これまで部長までの経由、段階的な決裁なり、責任の部分という部分があったんですけども、もう少し各課単位で課長方に責任をもってやっていただくということで、部制をなくして各課単位で行うという方向を転換したということが一つでございます。

18年4月のときに2部14課と、このうち本庁が2部10課、総合支所が4課というふうになります。

この支所については、総合支所と洞爺湖温泉支所でございます。

これを課を減らしてですね、支所は支所機能の中で括ってございまして、また試験的に課の中では各係があってもものを課の中の誰もが同じ業務内容を把握して対応できるようなグループ制を試験的に現在、6課で13グループというかたちで進めていっています。

これは試行しているというのは、課の中で担っている業務の内容によってそれがなじまないという部分がありますので、そういったところを現在、試験的に実施しているというところでございます。

当初から比べますと、課長の人数が減った、部長が減ったという形ですね、課ごとですみわけを整理したという機構に変えて、簡素化になっているという判断をさせていただいているということです。

それと降任制度については、例えば課長職として平均年齢は50歳以上となっています。そういう中で、本人の体調的にその職を重荷になっていると。

そういった身体的なものと家庭内的问题何かもあって、その職をなかなか担えないということで、それから係長への降格。

当然、その給与的なものも、その降格に併せて下がるわけですけども、そういう中でも、もろもろの個人的な理由で申請して認める制度を設けたということでございます。

ですから、早期退職、そこまでは希望しないけれども、職域的になかなか家庭的な事情や病氣的な理由、個人的な理由によって降格を望む職員に対してそういう制度を設けたとそういうことです。

事務局 これ今ご質問のありました勤労意欲が気にかかるということかと思えます。

これについては、勤労意欲というのは親の介護とか、そういう部分を指して、制度的な目的な目的に入っているというようなことがあります。

今、精神的などいいますか、非常に荷が思いという部分での降任を希望することも一つはありますけれども、ここで言っている勤労意欲、職員が、勤労意欲と言いますのは親の介護でありますとか、兄弟の病気の面倒を見ているとか、そういうようなことを指した制度的な目的ということが、主にこの制度はいろいろなところで導入されているということがあります。

今日は総務課の担当がおりませんが、詳しい話につきましては、次回の審議会の中でご

説明させていただきたいと思います。

それと今お話のありました部制の関係についても、所管が総務課になりますのでそれも併せてご説明させていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

委員 すいません。ちょっともう一回このところいいでしょうか。

もう一つ疑問だったのは、部制ある程度2部であればですね、縦割りであってもある程度その辺にいろいろな部分が集中して、逆に迅速に行えるという部分があるのではないかと考えていたんですよ。

課が増えることによって、それぞれにその情報が分散してしまっていてですね、その取りまとめを一体誰がするのかね。

こんな11課もあれば、どうゆうふうにするのかということが疑問だったものですから、そういうお話を聞いたんですけども、その辺りについてはお答えにはならないんでしょうかね。今日は。

事務局 2部の部分につきましては、副町長のところに集約して総括がいったという考え方になろうかと思います。

ですので、今までですと、先程のとおり部長を経由して副町長が取りまとめるという部分があったんですが、それを一発、課長の権限を部長のもっていた権限を課長に付与してですね、トータル部分については、副町長の一本いうところで意思決定にしたというメリットはあるかと思います。

ですから、従来もっていた部長の権限というのは相当数、課長へ付与されているという。

委員 大方、管理する課がこの担当だからね、今度詳しいお話をお聞きすればいいとは思いますがけれども、僕は個人的に言ったら、市なら部長制度はあった方がいいのかもしれないけれども、町規模で部長職を置いて部長給与を与える必要があるのかと云ったら、虻田は昔から、早くから部長制を取り入れて、それなりのよさもあったんでしょうけれども、特別部長を置かなければ、行政がうまくいかないのではないかとか、調整はうまくいかないのではないかと云うようなことにはならなくて、副町長がいるから、廃止はこの行財政改革の中での廃止は、一万人規模の町としてはそんなに大胆のことをやったとは思わないし、それでよかったのではないかなと僕は思いますね。

委員 ということは11課の上に副町長が座っているという解釈でいいんですか。

最終的に決定するのは課長が決定するけれども、あくまでも副町長に通って決定ということになるんでしょうか。

事務局 ものによります。事案の中身によります。

委員 権限の問題ですね。

会長 町の機構は議会がものを決めて、その議会から下に落ちてきますから、町長通じて。

行政というのはそういうかたちで行われると、そうすると、一点を通していまいと、今まで部長、課長ということで落としていって、それを仕事に替えてったんですよ、それが今までのやり方ですよ。

委員 今日は、この議案の説明を受けて我々がある程度把握して、この後に、これに対する意見だとかはこの後になるんですよ。

その時には追加すべきこととか、計画を変更した方がいいとか、そういう意見を聞く機会がありますよね。

会長 当の担当課を呼んで、そこで今の場合は担当がまとめたものだけを総括しただけですから、具体的な話になるとそこから進みませんので、今これで説明を受けたうえで、これもう一回宿題ですけれども、お帰りになってから読んでいただいて、またチェックするところを具体的にチェックしていただいて、そして今度は本格的な質疑応答になろうかと思えますけれども。

委員 今は内容の確認、説明を受けた中でわからないところの確認ですよ。

会長 はい。

委員 先程、集中改革プランの補強、修正について、各項目別に説明がありましたけれども、その金額の一覧がこれなんですか。

私、中身の数値を全部見ているわけではないから、ちらっと見たときにですね、項目08、職員定数の適正化計画の策定でいきますと、数字が、効果の修正の数値が19年から22年まで載っているんですけれども、この一覧と違うというのは何かあるんでしょうか。

中身ではね、単年度 32, 324千円とありますでしょ、ですが一覧では違いますでしょ。

事務局 今のご質問の、一覧の数値については、年度ごとの数値、単年度ごとの仕切って表しています。

もう一方の項目番号08番の部分については、それぞれの単年度数値の積み上げを記載してございます。

ですので、19年度については、こちらの一覧の数値と一致していますが、それ以降の年度については、それぞれの年度の数値の積み上げを記載してございます。

やめていった人を補充していないものですから、それを効果額として積みあがっていくという考え方で記載してございます。

委員 したらこれ、引いていかないとだめなんだ、計算上では。

単年度ごとにね、なるほどね。

事務局 効果としてはそういう考え方で表の整理をしてございます。

委員 5ヵ年計画だから、効果として積みあがっていくという考え方なんだね。

わかりました、結構です。

会長 集計すればこうなるんですよ。

委員 はい、職員の機構改革とか、そういうことはね、組織改革とかそういうことは、行政のトップである町長の考え方でどうにでもできることで、別にそういう法律とかなんかに左右されないで、まして議会にも報告なんかしなくともいいケースなんですか。

ちょっと私の質問もなんか、不自然かもしれませんが。

事務局 機構の部分については、課の設置条例とか、条例自体に該当する部分については、議決を経ないと勝手にいじれないという仕組みもあります。

部制に係る部分ですとか。

委員 そういう条例があるんですか。

事務局 そうです、そういう部分については、条例を改正しなければならないという部分もありますし、規則でもっている部分につきましては、町の判断で議会の議決を経ないで、その組織を変えることもできます。

ですので、大きく機構を変える場合については、条例改正を伴わなくても議会の報告、議決を経なくても報告をするというのが概ね行政側のスタンスかと思います。

委員 条例であるのは、多分、課の設置条例と定数条例、職員の定数と、何人、最大限、それ以上超えられないということだから、この2つについては、議決事項だと思います。

条例だから。

だけれども、それを受けてグループ制を導入するとか、どういうふうにするとかは、規則で整理していけばいいから、町の方で整理するということですね。

委員 条例集か何かちゃんと載っているわけですか。

事務局 その部分については、条例事項として載っております。

委員 インターネットでですか。

委員 出ますか。ありがとうございます。勉強になります。

会長 本会は町長の諮問機関ですよ。議会ではないですよ。

事務局 そうです。

会長 ですから、これでまとめたものは町長が目を通して、それで採択するかしないかを決めて、それで議会に必要であれば議案として出して、法改正するところはしてもらうというかたちを取るということではないですか。

事務局 手続き的にはそういう場合もあり得ます、条例に影響する場合ですとか。

会長 町長権限でやれるものについては、それでやると。

ですから、町長へ私が出したものの、これ反対だと言われると消されちゃうんですよ。

委員 それはあくまでも、意見だから、私たちの意見ですから、一つの意見ですからね。

それから、もう一つ全体の考えでお聞きしたいんですけどもね、定数の関係については、文言みるとものすごく心配している。

いわゆる勸奨制度とか、相当早く辞めていると、合併時想定した定年退職した人はね不補充5年間やって、それから以降5年間については、5分の1でしたか、採用して、なるべく若い人が切れないようにするんだけど、5年間取らないと。

全体で10年後には、いわゆる人口規模に見合った職員数になるようにしましょうと。

いわゆる生首すぐ切れないから、合併してもね。

職員が多いからということで、合併時は協議されていたんだけど、実際にはなかなか辞めないだろうということで、思っていたけれども、この勸奨制度に乗っかる人が相当

出てきていたものが前倒しされて、職員がどんどん現実的に辞めていると。

そうすると、10年度に想定したいいわゆる類似団体の規模による想定された職員数を割り込むぐらいのところに来ていてね、このまま勸奨退職制度を続けていったら大変になるという危惧があるんですか。

事務局 やはり当初、想定していた類似団体自体が大幅に変わってきていると、その同規模の地方公共団体自体がスリムになってきているものですから、今の類似団体については、合併したときの類似団体の職員定数よりもかなり数が少なくなっている。

そこに、うちの計画が、職員管理の適正化計画というのが合併時に出来ていませんでしたので、あくまでも合併したときの職員の推計、これくらい落としていこうという部分しかなかったものですから、それが上回ってきているということで、今、早急に定数管理計画を住民のお示しして、意見もいただいているかと思いますが、総務課のほうですね、その部分について、21年度作ってきちんとした形でお示しをするということです。

今回は、総務課の方からその辺の話も、意見として出たので、説明についてするようにお話しをさせていただきます。

会長 他にありませんか。

事務局 次回の審議会の招集にあたりまして、現在言われている中では、職員の降任制度、機構の2部制ですとか、その機構に係る部分、今言われております、職員適正化計画の内容ですとか、総務に関わる部分、それと給食センターの統廃合にかかるところでのメリット等についての確認事項、自治会の職員配置という議会の中でも出ている自治会との協議されているように聞いている部分での現在どのような進捗状況であるのかとする住民課の計画ですね、この件を主な内容として、担当課長の出席をいただくようにしたいと思うんですけれども、本日具体的な実施計画の全体的な説明をさせていただいた中で再度担当課長の方から聞きたい項目等がありましたら、言っていただければと。

一回目としてはこちらの方を集中的にというやり方もあろうかと思えますけれども。

委員 住民課長の方からは地域担当職員については、お聞きする予定はありませんから、そこまでいく手前というお話ですから、それはいいです、まだ説明はいりません。

まだ、自治会の中でも、これから協議、正式に載っていませんからね。

事務局 進捗状況については、結構ですか。

委員 それは個人的にお話聞いていますから、私はいいです、載っていないのであれば今は聞きません、ここの会議では。

委員 意見はいつ言えるんでしょうか。

事務局 次回以降ですね。

委員 説明のやりとりの中でですね。

会長 今回は説明はあまりないですね。

事務局 次回以降はいろいろな意見とか新しいアイデアとかをどんどん出していただいて。

委員 出した意見というのは、以前にも会議にも出ているけれども、聞いて取り上げられ

るものとあげられないものがこう、とりあげられたのか、言っただけで終わっちゃうのかなというものがあるんですけれども、例えば要望書については、こちらの方で一方的に作って出したから、大いに検討して直して、直して出せたけれども、それ以外のところでも、細かいこと、バスの有料化とかそういうのが付け加えられたんだけれども、例えばそれ以外でもいろいろな意見が出ていると思うんだけれども、なかなか各課できちんと出したら、こう言っても、答えられちゃったら、それっきりなんですよね。

一つに例を挙げたら、この間の職員の給料はこうなるけれども、議員はどのようなという質問ならいいのかなと思って質問したんだけれども、こういう言い方変えれば、疑問なんですよね。

疑問なんですよね、質問ではなくて、私としては。

そういうこととか、その時も何人の委員さんが同意するような発言がありましたので、そういうのは、その場でどういえばいいのかわからないので、それはどういうふうにすればいいでしょうか。

委員 それは、無理なこともあるからね。

議会の報酬を、各種委員会、職員の連絡のように例えばこの審議会、町長から諮問された審議会の中で検討するのに、町長の権限を越えた議会という執行機関のものをここで意見が出たから、それを取りまとめて議長に出すようにはいかないだろうから、この場で取りまとめるとしたらね。

そして、その伝え方も難しい部分もあるんでないかと。

まるっきり権限を越えている部分についてはね。

それをやるとしたら、おきて破りみたいなことになってなんでもありかということになるんでないですか。

会長 結局、議会に議案として出さなければなりませんよね。

議案の提出権については、町長と議会ですからね。

委員 だけれども、議員の報酬に関する条例関係は町長が提案になりますよね、予算の編成権も町長ですよ、ですから町長が勇気をもって提案しない限り、否決されなければしょうがないけれども。

委員 そういう考え方もあるかもしれないけれども、一般的には町長が選挙、議会も選挙。

委員 だけれども、町長がそう思っている、我々が言ってあげないと。

委員 別に議会事務局に言うのであれば別だけれども、町長の諮問機関としてやっているこの中ではね。

会長 議員さんの中で取り上げて、俺たちもらい過ぎているから、少しは減らそうやと言って出してくれば一番問題ないんですよ。

執行部がそれ出すと、てんやわんやになってしまうと思いますよね。

委員 議員の人数多いんじゃないかとか、報酬が高いんじゃないかということ例えば言ったとした場合、でもそれをやるのは、多分どっかの場を設けてあるんだろうとは思いま

す。

だけれども、こういう町長に選任された町長の諮問機関として検討する中でそういうのまで取り上げていったら、町長が迷惑するのではないかな。

委員 いやだろね、町長は。いやわかりました。

会長 合併協議会のときは定数問題などを決める権限を与えられましたけれども、この場合はないからね。

委員 町長が諮問してこないところを見ると、町長はやりたくないのかやりにくいのかはわからないけれども、何もないのに我々が答申するといったらね、わかりました。

どうかとおもいましたけれども。

委員 そうですか、基本的な行財政の中には議員定数とか、そういうことも私はふくまれるのかなと思うんですが、町長が諮問した、しないは別としても、私は含まれるのではないかなと思っているんですか、いかがでしょうか。

委員 それをうまくできる方法、例えばこういう意見がでていたくらい、議員の報酬や定数を検討するくらい必要ではないかという意見が出ていたことくらいは、何らかの形で審議会の委員が言ったらいいいことだから。

会長 前に言ったときは口頭で言ってきたんです。町長にね。

それは文書化できないということで、口頭で議会の方の、職員ばかり締め付けないで、やはり議会の方も自粛したものを出不さいとバランスが取れないのでとってきましてたけれども、言っただけでそれ以上のことは何もない。

委員 やはりこう、財政が苦しくなったのは、議員さんも含めて責任はないわけではないと思いますよね。それはもちろんこういう噴火の大きな災害もありますけれども、だから。

委員 そうであれば、議会事務局長さん、各課長さん方が説明してくれたり、こういういろいろな審議会の意見を私どもがこの審議会で意見述べるときも、議会事務局長がこれられていないわけでしょ。

いわゆる町部局の課長さんは、総務課長や教育委員会職員もきているけれども、議会の事務局長は来ていないから。

ですから可能であれば、議会事務局長に来ていただいて、今みたいな意見があれば聞いてもらえるかどうかを、そういう意見が出ていたことを事務局で調整していただいてね。

何か考えないとね。どうなんでしょうね。

委員 直接治外法権ではないと思いますけれどもね。

事務局 いろいろな意見が出るということについては、それは構わないことだと思います。

ただ、具体的に報酬の金額ということの審議については、ちょっと行き過ぎの部分になりうるのかなと思います。

解決策として、本来であれば、議員提案の中で出てくるのが一般的、人数的なもの金額的なものについては、議員側の方からというのが一般的なのかなと。

ただちょっとその規則的な部分でですね、いろいろな各委員さん方についても、議会

側としても、どういうものなのかということを知りたいということであれば、次回には事務局に来ていただいて、議会に関わる取扱いだとか、そういった部分について、聞きたいことがあるので、招集することは協力いただけるとは思います。

会長 議員報酬の議案というのは、毎時期予算案として入れるんでしょうか。

委員 それも条例改正だから。変えない限りはそのまま。

会長 合併協議会のときに決めたのは、あのままで継承しているわけだ。

委員 報酬や定数を増減させる場合は、条例を議決しなければならないから、それを町長が提案するかというのは、提案権ないとは言えないけれども、それは大抵は議会のことは議会が自分が提案して。

会長 町長が提案しても、否決されてしまうね。

委員 されたら不信任されているみたいだね。

会長 審議しようというくらいなら、当に審議していますよね、議会でね。

これだけもらい過ぎているんだから、少し減らそうやとお互いに話せばいいんだから。議員同士が、そしてそういう議案を作ればいいんだから。

委員 でもそれは合併当初から、それはやっているでしょ。

委員 この計画は5年計画ということで、一応20年度の決算出ましたよね、そうすると五年のうち三年経過していますから、これの達成率というのはどういうふうになっているのかと、民間で言いましたら、五年計画のうち二年くらい経過したら二年を巡って、二年の達成率ありましたよと、残った三年に二年を足し込んで、新たな五年計画ということで、新たな五年計画ということで明日を見据えたいくような形にしているんですけども、これはそういう考えはないんでしょうか。

事務局 目標達成については、いろいろとやり方があろうかと思えます。

金額的に目標を定めているものに対して概ねどれくらいの達成がされたのか、80%、90%という書き方をしている自治体もありますけれども、でもそれを逆にやると住民の皆さんにわかりづらいとか、行政が造った数値の達成率になりかねないという部分もありまして、今、項目ごとに何ができたのかという具体的に示していくというやり方を達成目標として、どれがどの期間に残ったのかというようなやり方をしているところもあって、数値で70%、80%ということも考えたんですが、その辺は広くお知らせするとき、それから行政の中で具体的に掲げていることをどこまでやるかという時には、一番スタートをするときに全ての項目に対して、きちんとしたといいますか、できるところから、とにかく詰めてやっていくという考え方でスタートした部分もあったものですから、あまり70%、80%ということで数値だけが一人歩きしていくこともあって、今、一期目のこの計画の中ではいろいろなやりかた、反省点も含めて、二期目については、一番言い形でわかりやすいかたちで示していった方がいいのかと思ひまして、途中の部分ではいじる、パーセントというかたちではしていなかったんですけども。

委員 歩きながら実行していこうという、積極的な進め方、取り組み方については理解で

きるんですけれども、これものすごく時間と労力をかけて、こういう立派なものを作っているんですが、果たしてこれどこまで実行されているのかなという、それだけ明日が見えてこないという、先が見えないという不安がありますからね。

委員 一番のこの計画が最初の数値目標がしっかりした形で進行管理できなかった欠点といますのは、これをスタートしたときに財政のシュミレーション、財政の健全化計画が同時にスタートしていれば、一年ごとの達成率はその目標値と併せて数字を進めていくんですけれども、いかんせんこれをスタートしたときには、財政の健全化計画、財政の状況がここまでの状況とといいますか、このうちでもっている計画しかない形でスタートしている部分がありました。

ですので、定員管理適正化計画、財政の健全化計画、これを計画した19年の当時に同時に動いていくというのが、今言われた形で数値を達成率を置いていくに一番いい形であったんですけれども、今、やっとスタートラインに着いたといいますか、私どもの計画の作り方で住民の皆さんが分かりづらいといいますか、明日が見えないという部分があるのではないかと思いますので、その辺は修正した形で、今回計画が出たのと併せてもっとわかりやすく、どこまで進んで、次に何をやればいいのか、次はどうなるのかと、計画をきちんと示していくということで作り変えていかなければならないなと思っています。

委員 これは事業評価の審査委員会、事業評価制度というのか、これに基づく単年度のこのプランなりを18年度から22年度までの5ヵ年計画のうち、18年度の事業、実施のあとの評価、19年度の評価というふうにやっていけば今の質問にあったような年度ごとに計画した事業というのが達成されたのか、あるいは先の計画したものが実現されたのかとか、どの程度したのかというのがあって各課できちんとやっていけば、その積み上げがここに反映できたと思います。

それがこれからになりますよね、これから事業評価はこれから本格的ですよね。

行政改革実施計画とか作っても、実際にやった後の評価を、各課が自分のところの評価をきちんとすることによって、次年度の予算に反映させていくということをするようになれば、今のようなことは多分スムーズに行くんだと思います。

現在、過渡期でね、実施計画については一生懸命作って、各課から集めて、庁内会議で作ってやっているけれども、評価がいかんせん遅れていると。

ということで、今のような現象が出てくるのではないかと思いますね。

これは21年度なり22年度あたりの事業から表れてくると思いますね。

これからかと思えますけれども。

会長 そういうことでよろしいでしょうか。

今度は細部に渡りまして、吟味したいと思いますが、今回はここで閉めたいと思いたいがよろしいでしょうか。

それでは、なかなか頭の痛い話で長時間、ご審議いただきましてありがとうございます。この次は10月頃になろうかと思えます。

この次も引き続き出席いただきたいと思います。
少しでも我々の努力が町の健全体制の役に立てばということで、今後ともよろしく
お願いいたします。
本日はこれで閉めたいと思います。ごくろうさまでした。

(終了時刻 15 : 56)